

第 4 章 推進体制と進行管理



1 戦略の推進体制

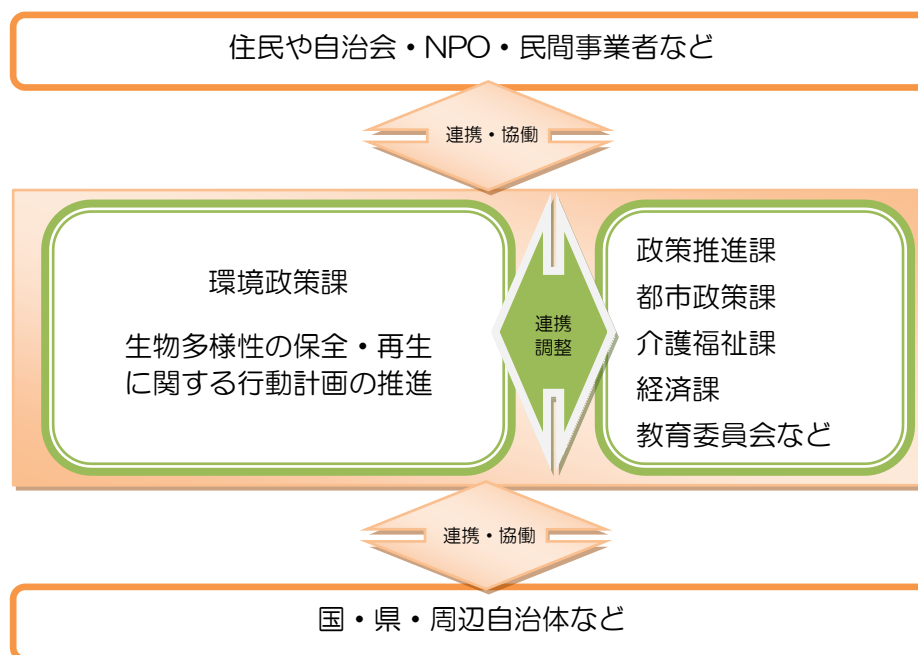
生物多様性の保全及び持続可能な利用を進めていくためには、村はもちろん、住民や自治会、NPO、学校、民間事業者などの各主体がそれぞれの役割を担い、かつ、連携・協働して取り組んでいく仕組みを構築することが大切です。

村においては、複数の課にまたがっている既存の生物多様性関連業務の統合を検討します。その上で、環境政策課が中心となり、本戦略に掲げた行動計画が、より効果的、効率的に推進されるよう庁内関係部局との連携・調整を図っていきます。具体的には、「東海村生物多様性情報データベース（仮称）」に蓄積されている情報をもとに、専門家の紹介を含め、各課が必要とする情報を適時提供し、事業の進行管理に関わるなど、生物多様性の保全・再生に向けたリーダーシップを発揮しつつ、行政の政策全体に生物多様性、自然共生の考えを反映していきます。

生物多様性の重要性に関する啓発、野生生物に関する調査、東海村指定希少野生生物種（仮称）の保護、生物多様性保護区（仮称）の管理などに関しては、「東海村生物多様性保全推進員・団体（仮称）」、「生物多様性専門員（仮称）」の制度を立ち上げ、行政と住民や自治会、NPOなどとの連携・協働をさらに進めつつ、取り組んでいきます。

また、持続可能なまちづくりに向け、生物多様性の保全・再生を推進する事業の継続的な展開を図るためには財源の確保が必要となります。そのための新たな基金の設置などについて検討をしていきます。

図表 10 推進体制

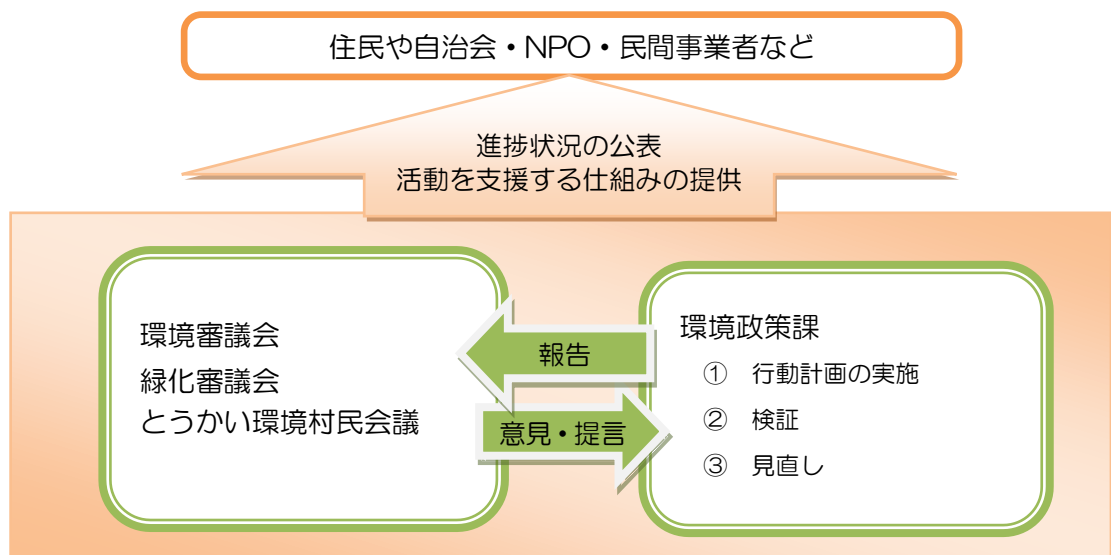


2 戦略の進行管理

本戦略に掲げられた行動計画の進捗状況については、定期的に確認し、環境審議会、緑化審議会に報告します。さらに、「とうかい環境村民会議」においても同様の報告を行い、情報の共有や意見交換を行います。その結果は「東海村の環境」や東海村のホームページで随時公表します。

本戦略の目標年は50年後としていますが、生物多様性を含む自然環境、本村を取り巻く社会経済状況は、時間の経過とともに変化します。また、生物多様性基本法では、生物多様性地域戦略は、国の生物多様性国家戦略を基本として策定することとされています。行動計画の進捗状況の把握のほかに、各種の状況の変化を踏まえ、必要に応じて、戦略自体を見直します。

図表 11 進行管理の体制



図表 12 戦略のスケジュール

